

## 〔訪問介護・第一号訪問事業〕重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所名	きらら訪問介護事業所 竿燈通り
所在地	〒010-0921 秋田県秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央102号室
介護保険事業所番号	0570118992
管理者名	三村 佳菜江
連絡先	TEL 018-895-7276 ・ FAX 018-853-5358

### 2. 事業所の職員体制等

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉主事 介護職員初任者研修	1名(兼務)		管理業務全般
サービス提供責任者	介護福祉士	4名(兼務)	2名(兼務)	サービス内容の管理
訪問介護員	介護福祉士	3名	12名	訪問介護業務
	2級ヘルパー及び 介護職員初任者研修 及び実務者研修	5名	14名	

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日。8/13、12/31～1/3は休業日。
営業時間	午前7時30分から午後8時30分

但し、上記以外の日時も相談に応じる。

### 4. サービス内容

- |                    |        |                          |        |
|--------------------|--------|--------------------------|--------|
| 1) 排泄介助            | (身体介護) | 11) 調理                   | (生活援助) |
| 2) 食事介助            | (身体介護) | 12) 掃除                   | (生活援助) |
| 3) 入浴介助(清拭、部分浴を含む) | (身体介護) | 13) 洗濯                   | (生活援助) |
| 4) 整容介助            | (身体介護) | 14) ベッドメイク               | (生活援助) |
| 5) 体位変換            | (身体介護) | 15) 衣類の整理・被服の補修          | (生活援助) |
| 6) 移乗・移動介助         | (身体介護) | 16) 買い物・薬の受取り            | (生活援助) |
|                    |        | 17) 通院に関する乗降介助           | (乗降介助) |
| 7) 外出介助(通院介助)      | (身体介護) | 18) その他介護保険法で認められた介護サービス |        |
| 8) 起床及び就寝介助        | (身体介護) |                          |        |
| 9) 服薬介助            | (身体介護) |                          |        |
| 10) 自立支援のための見守りの介助 | (身体介護) |                          |        |

### 5. 利用料金

(1) 基本料金〔訪問介護〕初回訪問を行った月にサービス提供責任者がサービスを行った場合は、200円が加算されます。

①利用料及び利用者負担金(記載利用者負担金は原則1割。2割または3割負担の場合もあります)

区分	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分	
	利用料	利用者負担金	利用料	利用者負担金	利用料	利用者負担金	利用料	利用者負担金
身体介護Ⅱ	1,790円	179円	2,680円	268円	4,260円	426円	6,240円	624円
※1時間30分以降 (30分増すごとに)	利用料 900円				利用者負担金 90円			

②利用料及び利用者負担金（記載利用者負担金は原則 1 割。2割または3割負担の場合もあります）

区 分			20分以上 45分未満		45分以上		1/回	
	利用料	利用者 負担金	利用料	利用者 負担金	利用料	利用者 負担金	利用料	利用者 負担金
生活援助Ⅱ	—	—	1,970円	197円	2,420円	242円	—	—
通院等乗降介助Ⅱ	—	—	—	—	—	—	1,070円	107円

（2）基本料金〔第一号訪問事業〕初回訪問を行った月にサービス提供責任者がサービスを行った場合は、200円が加算されます。

①利用料及び利用者負担金（記載利用者負担金は原則 1 割。2割または3割負担の場合もあります）

区 分	利用料	利用者 負担金	単位	備 考
訪問型サービス 11	11,760円	1,176円	月額	1週間に1回程度の第一号訪問事業が必要な場合
訪問型サービス 12	23,490円	2,349円	月額	1週間に2回程度の第一号訪問事業が必要な場合
訪問型サービス 13	37,270円	3,727円	月額	上記（Ⅰ）（Ⅱ）の程度を超える第一号訪問事業が必要な場合
訪問型サービス A	2,240円	224円	1回	要支援1・2・事業対象者

※キャンセルがある場合、回数請求となります。・・・ 1回 287円×（月の利用数）

（3）介護職員等処遇改善加算（訪問介護及び第一号訪問事業）

①利用料及び利用者負担金（記載利用者負担金は原則 1 割。2割または3割負担の場合もあります）

区分	利用料	利用者負担金
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護保険利用料総額×22.4%	左記金額の1割の額

（4）キャンセル料

ご利用直前にお客様のご都合でサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

①ご利用日の前日午後5時まで、ご連絡をいただいた場合	無料
②ご利用日の前日午後5時以降に、ご連絡をいただいた場合	利用料の10%
③ご利用日の当日に、キャンセルとなった場合	利用料の100%

（5）サービスの中止

利用途中にサービスを中止する場合は、中止までの時間を基に利用料を計算します。

※以下の場合には、利用途中でサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者がサービスの中止を希望し、ご家族のご理解があった場合
- ・体調不良により、医療の処置が必要（医師の指示により利用不可となった場合）となった場合

（6）支払方法

毎回のサービス終了後にご利用確認書を作成して認印をいただきます。毎月月末締めにて請求書を発行いたしますので、支払に当たっては現金支払・金融機関振込・口座振替等のいずれかの方法を選択していただきます。但し、現金支払または金融機関振込を希望される場合は請求書発効日から2週間以内にお支払ください。

事業者は、法令に則り、介護給付費等を保険者である市町村へ代理請求し、市町村から介護給付等の支払いに関する受領書等を受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知します。

尚、ご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。

## 6. サービスの利用方法

### (1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用期間決定後、サービス利用契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は6ヶ月前から出来ます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員等にご相談ください。

### (2) ご契約の終了

#### ①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスをご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

#### ②自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられているご利用者の要介護（支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

#### ③その他終了

ご利用者（ご家族）が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後10日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情（事業所の閉鎖および縮小等）により利用受入が不可能となった場合（この場合は契約終了の30日前までに文書で通知します）は、契約は終了となり、予約も無効となります。

## 7. 事業所のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

「福祉コミュニティの創造」と「生き甲斐の創造」との基本理念に基づいて、暖かい心で満たされ、ご利用者の生き甲斐を尊重し、自尊心を損なうこと無く、明るく健全な生活が営まれるように、良質な介護サービス（心のこもったサービス）を提供いたします。

### (2) サービス利用の留意点〔事業所〕

事 項	有 無	備 考
従事者の研修	有	資質の向上のために、毎月1回実施しております。
サービスマニュアルの作成	有	各必要項目毎に具体的なマニュアルを作成しております。
男性介護職員の有無	有	入浴・排泄等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。
身体的拘束	無	基本的には決して行いません。（但し、社会通念上止むを得ない場合は別協議）

## 8. 緊急時の対応

事業所はサービスの提供を実施している時に、利用者の身体状況が急変した場合、その他緊急な対応が必要となった場合は、速やかに主治医及び居宅介護支援事業者に連絡を取る等、必要な措置を講じその内容を記録して、その完結の日から2年間保存します。

## 9. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合には、事業者は速やかに県、保険者、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行います。但し、事業所に故意過失が無かった場合はこの限りではありません。

(3) 事業所は事故の状況及び事故に際し採った措置を記録し、その完結の日から2年間保存します。

## 10. 非常災害対策

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。

## 11. 秘密保持

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）

## 12. 相談・苦情対応窓口

【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：三村佳菜江	〒010-0921 秋田市大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央 102号室 TEL：018-895-7276 FAX：018-853-5358
【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤 壽	〒010-0921 秋田市大町二丁目5-1 TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【公的機関の窓口】 秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階 TEL：018-883-1550 FAX：018-883-1551
【公的機関の窓口】 秋田県福祉サービス相談支援センター	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5 TEL：018-864-2726 FAX：018-864-2742
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口	

## 13. その他事項

その他の事項について必要な場合は、別紙に定めるところとします。（別紙を追加します）

## 14. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木 嘉彦
本社の所在地・電話番号	秋田県秋田市大町二丁目5-1 TEL 018-895-7272 FAX 018-895-7273
定款の事業目的に定める事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業</li> <li>2、解体業及び産業廃棄物処理業</li> <li>3、土石類の採取、加工及び販売</li> <li>4、漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売</li> <li>5、要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務</li> <li>6、心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務</li> <li>7、各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務</li> <li>8、介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務</li> <li>9、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業</li> <li>10、教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス</li> <li>11、医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸</li> </ol>

	<p>12、介護用品及び介護機器の販売</p> <p>13、OA 機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業</p> <p>14、情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸、保守事業</p> <p>15、インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業</p> <p>16、マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業</p> <p>17、職業紹介事業</p> <p>18、労働者派遣事業</p> <p>19、建築工事、土木工事、電気工事、その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施工、請負、保守事業</p> <p>20、運輸、運送業</p> <p>21、興業企画、運営</p> <p>22、輸出入業</p> <p>23、出版・広告業及び広告代理業</p> <p>24、県産品の加工、販売業</p> <p>25、飲食業及び食品宅配事業</p> <p>26、旅行業</p> <p>27、動物取扱業</p> <p>28、美術品購入、販売・賃貸業</p> <p>29、復興支援事業</p> <p>30、関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施及び教材・図書販売に関する事業</p> <p>31、古物商</p> <p>32、理美容業</p> <p>33、小売業及び移動販売業</p> <p>34、損害保険の代理業</p> <p>35、生命保険募集に関する業務</p> <p>36、前各号に付帯する一切の事業</p>
事業所	<p>ケアセンターきらら (通所介護事業所・短期入所生活介護事業所)</p> <p>きららアーバンパレス (特定適合高専賃事業所・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所、通所介護事業所・保育園事業所)</p> <p>秋田市川元開和町 (居宅介護支援事業所)</p>